総務委員会会議録（要点筆記）

令和８年９月２日（水）
午前９時３０分　開議

〇委員長（田中嵩久）
　ただいまから総務委員会を開きます。
　陳情第１５号を議題とします。
　意見陳述を行います。しばらく休憩します。

午前９時３１分　休憩
午前９時３３分　再開

〇委員長（田中嵩久）
　委員会を再開します。陳情第１５号を議題とします。
　本陳情について、委員のご意見をお聞きします。
　ご意見はありませんか。
〇鈴木英華委員
　長期間にわたり誤った課税が行われていたこと、対応も不十分だったということで、非常に重く受け止めるべきと考えます。
　陳情の趣旨については、一定の理解を示します。市に対しては、今回の事案を十分に検証し、課税事務の改善と再発防止を徹底するように求めます。
　しかし一方で、過去の事例を含めて、法令上の取り扱いを超えて、全てにさかのぼって還付することは、公平性の観点からも困難だと考えます。よって、本陳情は、再発防止を求めることにとどめ、創造みらい半田は総意として、不採択と考えます。
〇坂井美穂委員
　原因究明、説明責任、課税事務の点検および再発防止につきましては、願意妥当と考えます。
　一方で、法令上の還付可能期間を超える返還や、市独自の補助金等による補填については、公金支出の法的根拠および公平性の観点から賛同できないため、一部採択と考えます。
〇有留麻由委員
　３８年間にも及ぶ誤徴収があったことは誠に遺憾であり、このようなことがあってはならない、ということは当然のことです。そして、今も精神的にも経済的にも大きな打撃を受けておられるということは、大変重く受け止めております。
　陳情の１つ目と４つ目に関して、なぜこのようなことが起こったのか、その原因を明らかにし、再発防止のための対策が必要です。また、その内容については、陳情者の方に十分ご理解いただけるよう、担当者から丁寧に説明するとともに、今後このようなことが起こらないようにすべきだと考えます。
　一方、半田市には半田市固定資産税等過誤納返還金支払要綱があります。地方税法による還付は、原則として５年間ですが、半田市では、この要綱に基づき、国家賠償法や裁判例などを踏まえ、返還の対象期間を２０年間としています。
　私は、返還の範囲については、法令やこれまでの裁判例などに基づく一定の基準によって、判断することが必要と考えます。
　以上のことから、この陳情には、担当課に対応を求めるべき内容もありますが、陳情事項の全てに賛同することができないため、不採択と考えます。
〇副委員長（沢田清）
　今日、初めて陳情者から聞けた事実として、職員の対応についての話がありました。今までここには書かれていなかったことなので、一度担当課へ事実確認をしっかり行い、対

応すべきだと感じました。
○委員長（田中嵩久）
他にご意見はありませんか。
【「なし」との声あり】
坂井委員に伺います。一部採択とのことですが、どの項目か教えてください。
○坂井美穂委員
１番目、４番目、５番目、６番目は採択、２番目と３番目については不採択と考えています。
○新美保博委員
市職員がどういう対応をしたか分からないまま、結論を出してもいいのでしょうか。半田市民に不利益があって、半田市に瑕疵があったのであれば、この機会にしっかり見直す必要があると思います。
○委員長（田中嵩久）
しばらく休憩します。

午前９時４２分　休憩
午前９時４８分　再開

○委員長（田中嵩久）
委員会を再開します。
陳情の説明を受けて、事実確認が必要なところが多々あるという意見がありました。まず、職員の対応について、対応した職員だけではなく、周りの方の情報も確認して状況を整理する必要があるということ、改めて、その様な状況の中で、半田市として対応できる年数は２０年が限界なのかというところを再度確認する時間が必要だと判断しました。そのため、審査は本日行わず後日としたいと考えます。
しばらく休憩します。

午前９時４９分　休憩
午前９時５５分　再開

○委員長（田中嵩久）
委員会を再開します。
委員の皆様からのご意見を伺い、半田市の対応についての事実確認と、その上で改めてどういう結論を出すのかについては、一度整理が必要と思います。本日は、採決をとらず、後日、情報を整理してから採決を行うことに、賛成する委員は挙手をお願いします。
【 全員挙手 】
賛成委員全員です。
陳情第１５号については、本日は採決をとらずに、事実確認した上で、改めて９月１１日までに採決をとりたいと思います。
しばらく休憩します。

午前９時５６分　休憩
午前９時５７分　再開

○委員長（田中嵩久）
委員会を再開します。
陳情第１６号を議題とします。意見陳述を行います。しばらく休憩します。

午前　９時５８分　休憩
午前１０時０２分　再開

○委員長（田中嵩久）
委員会を再開します。
陳情第１６号を議題とします。本陳情について、委員のご意見をお聞きします。

ご意見はありませんか。

○鈴木英華委員

今回、陳情者の方が疑問に感じている役員選挙の経緯については、自治区の中で一定の説明や周知が行われていると認識しています。

一方、自治区は市の組織ではなく、地域の皆さんが自主的に運営する団体です。そのため、役員の選び方など各自治区の運営について、市や議会が直接調査をしたり、やり直すよう求めたりすることはできないと感じています。

陳情者の方の疑問や不安は理解できますが、今回、陳情で求められている調査や、是正に関しては、市議会が対応する範囲ではないため、創造みらい半田は総意として不採択と考えます。

○有留麻由委員

町内会の役員選挙の手続きに疑問を持たれて、区や市に対して説明を求めてこられたにも関わらず、十分に納得できる回答が得られなかったということについて、大変ご苦労されていることが分かりました。

議会に求める４つの事項の中で、議会として自治区の選挙方法等に介入することは、自治区に政治的な意図が入ることになり慎重に対処すべきと考えます。

自治区は自主的、民主的であるべきで、議会が介入することで、自治区の中立性が保てなくなる懸念があり、１つ目と４つ目は賛同できません。また３つ目についても、今回問題となっている個別の役員選挙の方法や規約の解釈について、行政がその適否を判断したり、指導したりすることは、一方に偏った対応と受け取られる可能性があり、行政の中立性という観点から慎重であるべきと考えます。

行政が相談に応じることや自治区が抱える課題の解決を支援することと、陳情にあったような自治区内部の運営について行政が判断、指導することは分けて考える必要があると思います。後者については、自治区の自主性を損なう懸念があるため賛同できません。

しかし、２つ目の事項に関して、どのような相談を公式記録として残すか、その基準を整理することや、自治区と行政との関係において、行政が支援できる範囲などを明確にするガイドラインを他市町の事例も参考にしながら検討することは今後の課題であると考えています。

以上のことから、全ての事項に賛同できないため、この陳情は不採択と考えます。

○坂井美穂委員

４つの事項に関して、１つずつ意見表明します。

まず１つ目について、町内会は自主的な自治組織であり、市が内部の選挙の有効無効を調査し、裁定する権限には限界があることから賛同できません。

２つ目について、市民協働課の相談対応は市の行政事務であり、議会としても検証ができることから、こちらについては賛同できます。

そして、３つ目の地域自治組織の選挙手続きについて、市が適正な助言を行う体制を整備することは、自治組織へ介入するのではなく、市ができる一般的な助言の範囲を整理することで、市民サービスの向上に繋がることから賛同できます。

最後に４つ目ですが、市民協働課を始めとする市側の対応について、必要な説明、改善を行う趣旨については、賛同できますが、町内会内部の役員選挙について、市が関係者に説明や是正を求めることまで含むのであれば、賛同はできません。

以上のことから４つすべてに賛同できないため、不採択とします。

○委員長（田中嵩久）

ほかに、ご意見はありませんか。

【「なし」との声あり】

ご意見はないようですので、これで終わります。

ただ今から、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。
【「異議なし」との声あり】
ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。
本陳情を採択することに賛成する委員は挙手をお願いします。
【 挙手なし 】
賛成者なしです。
よって、陳情第１６号については、不採択と決定しました 。
これで総務委員会を終わります。

午前１０時０８分　散会